

**第 4 期中期目標期間
(平成30年度～令和 4 年度)
実績評価説明資料
(高齢・障害者雇用支援業務等)**

／らしく、はたらく、ともに／



JEED

目次

事業体系・自己評価（案）一覧	P 1
1-1-1 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する 給付金の支給	P 2
1-1-2 高年齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等	P 6
1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及 び報奨金等の支給	P 12
1-3-2 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等	P 16
1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能 競技大会（アビリンピック）等	P 20

第4期中期目標期間における高齢・障害・求職者雇用支援機構の事業体系・自己評価（案）一覧

高年齢者雇用支援事業		
1. 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項		
1-1-1 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給	B	A
1-1-2 高年齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等	S 重 難	

障害者雇用支援事業		
2. 障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項		
1-2-1 地域障害者職業センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援	A 重 難	A
1-2-2 地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成	B 重	
1-2-3 職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進	A 難	
3. 障害者雇用納付金関係業務に関する事項		
1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給	B	B
1-3-2 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等	B	
1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会（アビリンピック）等	B	

職業能力開発事業		
4. 職業能力開発業務に関する事項		
1-4-1 離職者を対象とする職業訓練の実施	重 難	A
1-4-2 高度技能者養成のための職業訓練の実施	重 難	A
1-4-3 在職者を対象とする職業訓練及び事業主等との連携・支援の実施	重 難	A
1-4-4 職業訓練指導員の養成、職業訓練コースの開発、国際協力の推進等		B
5. 障害者職業能力開発業務に関する事項		
1-5 障害者職業能力開発業務	重	B
6. 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等に関する事項		
1-6 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等		B
共通・管理	2-1 業務運営の効率化	B
	3-1 財務内容の改善	B
	4-1 その他業務運営	B

※一定の事業等のまとめごと（1～4の各事項）の評価は、「厚生労働省独立行政法人目標策定及び評価実施要領」を踏まえ、以下のとおり算出。

①項目別評価（S～D）を点数化（5～1）、②「重要度：高」の項目は点数を2倍、③それらの加重平均。

（例）「1. 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項」の場合（1-1-2の項目が「重要度：高」）

$(3(B) + S(5) \times 2(\text{「重要度：高」})) \div (2(\text{項目数}) + 1(\text{「重要度：高」})) \div 4.3 \rightarrow$ 小数点第一位を四捨五入して4のため、A評価

1-1-1 高年齢者等の雇用の安定等を図る 事業主等に対する給付金の支給

	H30	R1	R2	R3	R4	見込評価	期間実績評価
自己評価	B	B	A	B	B	B	B
大臣評価	B	B	A	B	—	B	—

○概要

国においては、高年齢者の雇用の安定等を図ることを目的とした給付金制度を設けています。当機構では、支給事務（都道府県支部における受理・点検業務並びに機構本部における審査・支給業務）及び制度の周知・広報を行っています。なお、令和4年度における制度は以下のとおりです。

1 65歳超雇用推進助成金

(1) 65歳超継続雇用促進コース

定年の定め廃止、65歳以上への定年の引上げ、66歳以上の継続雇用の制度を導入した事業主に支給。

（平成28年10月19日創設、平成29年5月1日及び平成30年4月1日に制度改正により助成額等を変更、令和3年4月1日に制度改正により助成額変更、他社による継続雇用制度の導入への助成が追加）

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に支給。

（平成31年4月1日創設、令和2年4月1日に制度改正により支給要件を変更）

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に支給。

（平成29年4月1日創設、平成30年4月1日に制度改正により支給要件を変更）

(4) 高年齢者雇用環境整備支援コース

（平成31年3月末をもって廃止、経過措置により支給）

2 高年齢者雇用安定助成金（平成29年3月末をもって廃止、経過措置により支給）

高年齢者無期雇用転換コース

評価項目No. 1-1-1 高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 H30年度：B、R1年度：B、R2年度：A、R3年度：B)

I 中期目標の内容

① 給付金の説明会の実施回数 毎年度650回以上

※ハローワークの管轄地域ごと（436箇所）、東京都及び政令指定都市ごと（21箇所）、都道府県全域を対象に四半期ごとに開催（47県×4回）するものとして設定

② 給付金（創設1年目を除く）の申請1件あたりの平均処理期間 90日以内

※厚生労働省が都道府県労働局に対して指示している雇用関係助成金の処理期間の目安（原則2カ月以内、一部3カ月以内）を踏まえて設定（第3期中期目標期間（平成25～28年度）の平均処理実績 100.9日）

II 指標の達成状況

目標（指標）に対する取組状況	指標	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
・職業安定機関、事業主団体等と連携した事業主説明会の実施 ・事業主説明会における周知用資料の作成	給付金の説明会の実施回数 (目標値 毎年度650回以上)	804回	123.7%	761回	117.1%	874回	134.5%	884回	136.0%	945回	145.4%
・審査・点検マニュアル等を用いた効率的な事務の実施 ・支給要件のポイントや支給対象外事例を手引に掲載	給付金（創設1年目を除く）の申請1件あたりの平均処理期間 (目標値 90日以内)	78.2日	115.1%	82.5日	109.1%	61.9日	145.4%	88.1日	102.2%	83.2日	108.2%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること）
給付金の説明会の実施回数	②「法人の努力の結果」③「外部要因」 平成30年度において、関係機関等との共同開催等あらゆる機会を積極的に活用したことにより回数の増加につながったため、実績値120%を超えた。令和2年度以降において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から説明会開催会場の収容人数を制限する一方で、開催回数を増やして対応したため、実績値120%を超えた。
給付金（創設1年目を除く）の申請1件あたりの平均処理期間	②「法人の努力の結果」③「外部要因」 令和2年度において、申請者が使用する支給申請手引きに、支給要件のポイントや支給対象・対象外の事例を掲載した。また、審査・点検マニュアル等を精査し新任者でもわかりやすい内容に改正するとともに、早期支給が可能なチェックリストを用いた効率的な事務処理及び決裁手続きの見直しを行い処理期間の短縮を図った。さらに、緊急事態宣言発令により厳しい経営状況になる企業等が多く、助成金等の早期支給が求められたため効率的な事務を実施し、実績値120%を超えた。

Ⅲ 評価の根拠

根 拠	理 由
事業主説明会の積極的な開催機会の設定と、コロナ禍で、事業主説明会の参加を控えた事業主への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度においては、関係機関等との共同開催等あらゆる機会を積極的に活用することに努めた。 ・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、説明会開催会場の収容人数を制限せざるを得なかった。また、これまで他機関と共同開催していた説明会についても中止することが多く、制度紹介の機会が減少となることを見込まれた。そのため、説明会の参加を控えた事業主向けの説明用動画を作成し、ホームページ及びYouTubeにて配信。制度紹介チラシに二次元バーコード（動画アドレス）を掲載するなど、広報活動に力を入れた。
効率的な事務の実施、支給要件のポイント等の解説	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が使用する支給申請の手引きには、支給・不支給の事例を掲載するなど、分かりやすい手引きを作成することにより、スムーズに申請できるよう工夫をした。 ・給付金業務担当者全国会議や給付金業務担当者地区別研修会、給付金業務担当者連絡会等の実施により支部窓口担当者のサービスの向上や処理能力の向上を図った。 ・申請が集中した年度については、支給処理が滞留しないよう、給付金ごとの受付件数を把握するとともに、支給決定件数及び処理期間の状況を把握し、受理から支給決定までの審査過程ごとに原因を分析し、審査体制及び審査業務の見直し等の必要な対応により処理の遅滞防止に努めた。

参考指標

給付金を受給した事業主へのアンケート調査結果	給付金によって定年引上げや機械設備・雇用管理制度の導入等の取り組みに変化があった割合 平成30年度88.1% 令和元年度86.4% 令和2年度87.3% 令和3年度86.7% 令和4年度91.6%
説明動画再生回数	令和2年度（令和2年7月から令和3年3月の累計） 7,034回 令和3年度（令和3年5月から令和4年3月の累計） 11,310回 令和4年度（令和4年5月から令和5年3月の累計） 6,103回

参考事項

○ 高齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給

数値目標

- ① 給付金の説明会の実施回数 毎年度650回以上
- ② 給付金（創設1年目を除く）の申請1件あたりの平均処理期間90日以内

数値目標の達成状況

指標	H30	R1	R2	R3	R4
①給付金の説明会の実施回数	804回 (123.7%)	761回 (117.1%)	874回 (134.5%)	884回 (136.0%)	945回 (145.4%)
②申請1件あたりの平均処理期間	78.2日 (115.1%)	82.5日 (109.1%)	61.9日 (145.4%) 過去最高	88.1日 (102.2%)	83.2日 (108.2%)

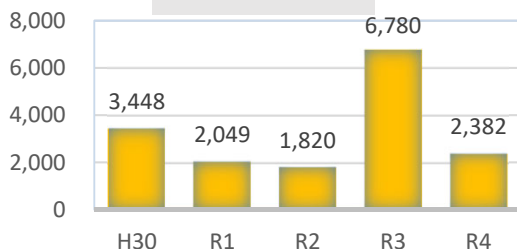
◆効率的な支給事務

- ・審査・点検マニュアルやチェックリストを用いた効率的な事務の実施
- ・申請をより分かりやすくするため、支給要件のポイントや支給対象外事例を手引に掲載 **R1~**
- ・給付金業務担当者全国会議の実施による処理能力の向上
- ・過去の数倍に及ぶ大量申請の処理に対応するため、機構本部の横断的な審査応援体制を構築し、早期の支給に尽力 **R3**
- ・支部窓口への業務ヒアリング実施による実態把握及び分析

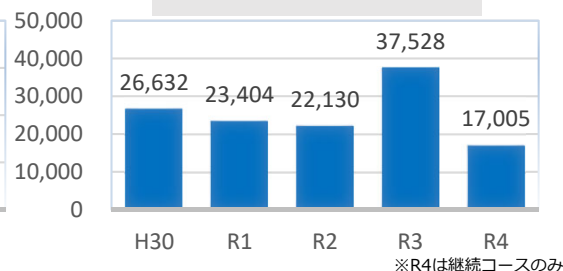
参考 支給金額の推移

	H30	R1	R2	R3	R4
支給金額(千円)	2,978,590	1,939,847	1,778,691	7,102,014	1,339,802

支給件数の推移



相談・問合せ件数の推移



主な取組内容

◆効果的な周知・広報

- ・職業安定機関、事業主団体等と連携した事業主説明会の実施
- ・事業主説明会における周知用資料の作成
- ・給付金制度の改正等について、ホームページ、定期刊行誌、メールマガジン等を通じて周知
- ・コロナ禍で、事業主説明会の参加を控えた事業主に向けて説明用動画をホームページ及びYouTubeで配信 **R2~** **コロナ**

◆適正な支給業務の実施

- ・現況調査実施回数
- ・不正受給を行った事業主名等を公表する制度による不正受給の抑止

	H30	R1	R2	R3	R4
現況調査	664回	538回	462回	937回	698回
不正受給が判明した件数	0件	0件	0件	0件	0件

高齢者評価制度等雇用管理改善コースの活用事例

課題

○高齢者にとって、立ち仕事や重量物の運搬等は体力的に負担となっていた。また、家庭環境の変化等によりフルタイムで働き続けることが難しいという声もあった。このようなことから継続雇用を希望しない高齢者が多かった。

給付金活用の背景

○専門家と相談し、高齢者に配慮した労働時間制度を導入することで、職場定着と雇用機会の増大を図りたい。

給付金活用の効果

○60歳以上を対象とした短時間及び隔日勤務制度を導入したことで、各人の体力やライフスタイルに合わせた柔軟な働き方が可能となり、高齢者の職場定着につながった。

支給額(中小企業の場合)：対象経費(みなし費用50万)×助成率(60%)=30万円

1-1-2 高年齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等

重要度：高 難易度：高

	H30	R1	R2	R3	R4	見込評価	期間実績評価
自己評価	S	S	S	S	S	S	S
大臣評価	S	S	S	S	-	S	-

○概要

・65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーによる制度改善提案、相談・援助の実施

「生涯現役社会の実現」に向け、定年延長、継続雇用延長、高齢者の雇用管理の改善や多様な就業機会の確保に関する相談・援助を行っています。

＜高年齢者雇用アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）＞

- ・機構が委嘱している高齢者雇用に関する専門的知識・経験を有する外部専門家。社会保険労務士等。

＜65歳超雇用推進プランナー（以下「プランナー」という。）＞

- ・アドバイザーのうち一定の基準を満たした者で、主に定年延長、継続雇用延長に係る制度改善提案を行う。

・65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーのサービスの質の向上

スキルアップのための研修などを通じて、プランナー及びアドバイザーのサービスの質の向上に取り組んでいます。

・高年齢者雇用に関する実践的手法の開発・提供・普及

高年齢者雇用推進に向け、専門的相談・援助を行うための実践的手法の開発を行うとともに、ホームページやセミナー等を通じて、その成果の提供・普及を図っています。

・生涯現役社会の実現に向けた啓発広報活動

高年齢者就業支援月間である10月に「高年齢者雇用開発フォーラム（令和3年度より「高年齢者活躍企業コンテスト」に改称）」を開催し、優良事例の表彰等を行うとともに、定年延長、継続雇用延長等をテーマにシンポジウムを開催し、学識経験者による講演や企業による事例発表を行っています。

また、定期刊行誌「エルダー」の発行等により、広く高年齢者雇用に係る啓発広報活動を行っています。

評価項目No. 1-1-2 高年齢者等の雇用に係る相談・援助、意識啓発等

重要度 高

自己評価 S

(過去の主務大臣評価 H30年度：S、R1年度：S、R2年度：S、R3年度：S)

難易度 高

I 中期目標の内容

① 事業主に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る制度改善提案件数30,000件以上

※第4期中期目標期間からの新たな目標指標であり、「高年齢者の雇用状況」集計の調査対象である従業員数31人以上の企業の約15万社のうち、65歳を超える継続雇用制度又は65歳以上の定年制度を講じていない企業数約12万社全社を対象に第4期中期目標期間中にアプローチを行い、その4分の1において具体的な制度改善提案による働きかけを行うことを目標に水準を設定

② 制度改善提案により見直しを進めた事業主の割合 40%以上

※第3期中期目標期間における「高年齢者等の雇用に係る技術的問題全般に関する相談・援助」を実施した事業主に対する追跡調査において「雇用管理改善を検討している」等の回答の直近実績（平成28年度：37.5%）を踏まえて設定

【重要度：高】 労働力人口が減少している中で我が国の成長力を確保していくためには、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる環境の整備が必要であり、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に盛り込まれた「65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援を充実し、将来的に継続雇用年齢等の引上げを進めていくための環境整備を行っていく」ことに直接寄与する業務であり、極めて重要な業務であるため。

【難易度：高】 65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げについては、事業主にとっては高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）で定める法定義務を超えた取組であることに加え、人件費の増加等を勘案した重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであり、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いため。

II 指標の達成状況

目標（指標）に対する取組状況	指 標	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引き上げに係る制度改善提案の実施 ・65歳超雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーへの研修等の実施 	制度改善提案件数 (目標値 中期計画期間中に30,000件(年間6,000件))	8,967件	149.5%	11,821件	197.0%	7,903件	131.7%	8,342件	139.0%	8,776件	146.3%
<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の質の向上のため、支部による事前チェック、本部における事後確認の実施 ・効果的な制度改善提案となるよう企業の関心事項（法改正、賃金・評価制度、安全衛生・健康管理等）の提供 	制度改善提案により見直しを進めた事業主の割合 (目標値 40%以上)	65.4%	163.5%	66.1%	165.3%	61.0%	152.5%	64.0%	160.0%	65.8%	164.5%

要因分析（実績値/目標値が120%超又は80%未満の場合は記載）

指 標	要 因 分 析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析）
制度改善提案件数	<p>②「法人の努力結果」 制度改善提案は今中期計画からの新しい取組であることから、その円滑な導入を図るため、都道府県支部によるプランナー等との連絡調整会議において、機構本部から直接、実施手順等を説明するとともに、プランナー等の活動状況を分析し、提案につなげるためのポイントや好事例等を随時プランナー等へ提供した。また、制度改善提案の進捗状況を毎月都道府県支部と共有して進捗管理を徹底した結果、平成30年度、令和元年度は目標を大幅に上回る提案を行うことができた。令和2年度からはコロナ禍における新しい生活様式に対応した取組を徹底し、高齢法改正の動きを視野に入れつつ、積極的に事業主へアプローチを行った結果、例年と同程度のアプローチ数となり、目標値を超える提案ができた。</p> <p>③「外部要因」 令和2年3月に改正高齢法が成立し、高齢者の就業に対する事業主の関心度が高まったことから、コロナ禍であっても目標値を超える提案が実施できた。</p>
制度改善提案により見直しを進めた事業主の割合	<p>②「法人の努力結果」 プランナー等に対して、知識・技能の習得等の研修を行うなど、制度改善提案の質の向上を図ったことにより、企業内での制度改善提案の受け入れが進んだことから目標値を達成することができた。</p> <p>③「外部要因」 令和3年4月に改正高齢法が施行され、制度改善提案に係る検討を積極的に進める企業が増えたことから目標値を達成することができた。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
制度改善提案の実績確保に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ・今中期計画からの新しい取組である制度改善提案の円滑な導入を図るため、機構本部による都道府県支部・プランナー等への直接指導、進捗管理の徹底、好事例の提供等を行った。これにより積極的な事業主へのアプローチ及び制度改善提案の実施につながり、令和2年3月に成立した改正高齢法施行に伴う事業主の関心の高まりに的確に応えることができた。 ・改正高齢法施行に伴う70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずる措置の努力義務化を受け、法改正の趣旨と内容の周知・広報を行い、また、令和2年度下半期より法施行に先駆けて努力義務確保のための提案を行った。
提案内容の質の向上に向けた取組	<p>コロナ禍で経営環境が厳しい事業主も多くみられる中でも、以下の取組により制度改善を進める事業主の割合を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県支部による事前確認に加えて、機構本部において提案内容の事後確認を行い、プランナー等に対し個別に助言を行うなどきめ細かいフィードバックを行い、提案内容の質の向上に努めた。 ・プランナー等へ好事例を紹介、企業訪問時におけるノウハウ等の助言・研修等を行うことにより、スキル向上を図った。

参考指標

制度改善提案の対象である31人以上の企業のうち「定年なし」「65歳以上定年」「希望者全員65歳を超えた継続雇用制度」をいずれも導入していない企業へのアプローチ	<p>平成30年度 29,855件、令和元年度 33,612件、令和2年度 31,420件、令和3年度 29,085件</p> <p>※「人生100年時代構想会議」、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、2018年度から2021年度の4年間で、約12万社にアプローチすることとなっており、目標値に達している。</p>
---	--

参考事項

○高年齢者雇用に係るプランナー・アドバイザーの制度改善提案等

数値目標

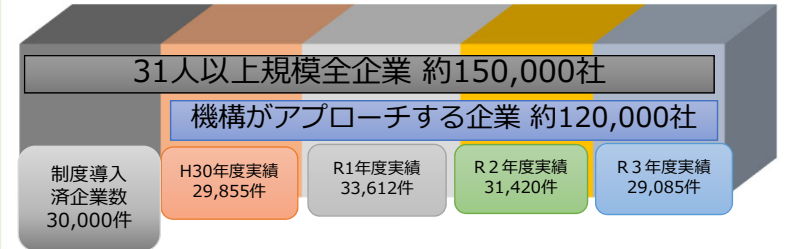
- ① 事業主に対する65歳を超えた継続雇用延長・65歳以上への定年引上げに係る制度改善提案件数30,000件以上
- ② 制度改善提案により見直しを進めた事業主の割合 40%以上

数値目標の達成状況

指標	H30	R1	R2	R3	R4
①制度改善提案件数	8,967件 (149.5%)	11,821件 (197.0%) 過去最高	7,903件 (131.7%)	8,342件 (139.0%)	8,776件 (146.3%)
②見直しを進めた事業主の割合	65.4% (163.5%)	66.1% (165.3%) 過去最高	61.0% (152.5%)	64.0% (160.0%)	65.8% (164.5%)

制度改善提案に向けたアプローチ 123,972件

2018年度から2021年度の4年間で、制度改善提案の対象である31人以上の企業のうち、「定年なし」「65歳以上定年」「希望者全員65歳を超えた継続雇用制度」をいずれも導入していない企業約12万社全てにアプローチした。



主な取組内容

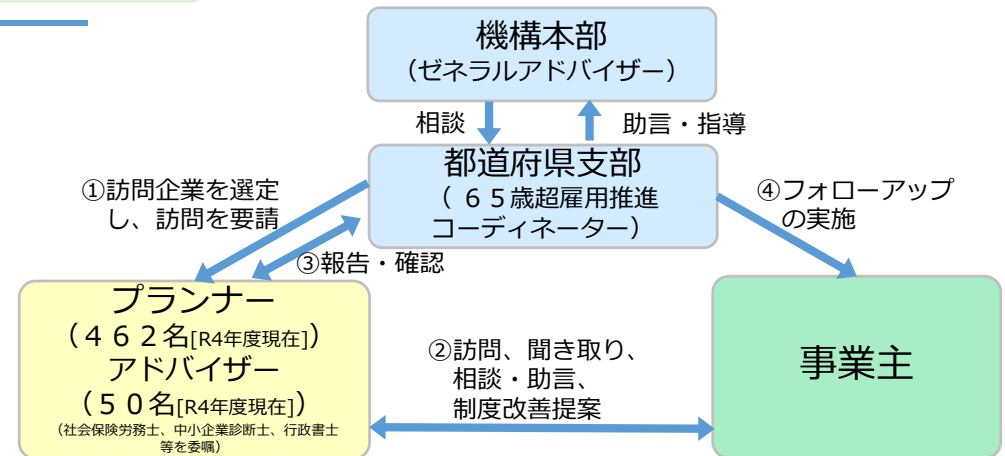
◆プランナー・アドバイザーによる制度改善提案等

- ・プランナー・アドバイザーによる高年齢者等の雇用に関する専門的・技術的な相談・援助を実施。特に、65歳を超える継続雇用など法を上回る取組に係る具体的な制度改善提案を実施
- ・改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえて、70歳までの定年引上げ、70歳までの継続雇用制度の導入に係る提案を実施 **R2~**
- ・新しい生活様式に対応した取組としてオンラインによる相談・助言を実施 **R2~** **コロナ**

訪問による相談・助言

	H30	R1	R2	R3	R4
件数	36,578件	41,126件	30,886件	31,418件*	31,223件
事業所数	26,768所	30,244所	23,681所	23,675所	23,097所

*令和5年度に修正



- ・企業に合う65歳以上への定年延長、65歳を超えた継続雇用延長等を提案
- ・提案にあたっては、各企業の状況を踏まえ、①課題の洗い出し、②具体的な課題解決策の提案、③制度見直しのメリット、④取組の進め方などを記載
- ・提案後フォローアップを実施し、さらなる課題があれば、把握
- ・提案後さらに企業より要請があれば、引き続き相談・助言等のサービスの提供

○サービスの質の向上及び実践的手法の開発等

◆サービスの質の向上を図るための研修、情報共有等

- プランナー及びアドバイザーに対して基本的知識・技能の付与から最新の知識・実践的ノウハウまで体系的に習得させる研修を実施
→新たな研修の実施 「雇用力評価ツール活用促進研修」 **R2~**
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本部と各都道府県支部等をオンライン接続し、オンライン研修を実施 **R2~** **コロナ**
- 本部による指導、事例等の情報提供
→高齢者ゼネラルアドバイザー（機構本部）による提案内容の確認・指導
→アドバイザー・プランナーメールマガジンによる情報提供

○生涯現役社会の実現に向けた啓発広報活動

◆高齢者雇用支援月間※（10月）における取組

- 高齢者雇用開発コンテスト※
【表彰】 H30年度31社、R1年度30社、R2年度28社、R3年度19社、R4年度30社
- 高齢者雇用開発フォーラム※
→記念講演、トークセッション等を実施
- 生涯現役社会の実現に向けた地域ワークショップの開催
→専門家による講演、高齢者雇用の先進事例の発表等

※令和3年度にそれぞれ以下のとおり改称
「高齢者雇用支援月間」→「高齢者就業支援月間」
「高齢者雇用開発コンテスト・フォーラム」→
「高齢者活躍企業コンテスト・フォーラム」

◆マスメディア等による啓発広報活動

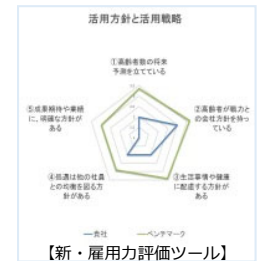
- 日経新聞への広告掲載
・シンポジウム（東京/大阪）の実施内容を全面掲載
・コンテストの実施結果を全面掲載 等



掲載記事▶

◆実践的手法の開発、普及等

- 実践的ツールの開発、調査研究
→65歳超雇用に向けた企業の課題を診断する「新・雇用力評価ツール」を開発 **R1**
- 『65歳超雇用推進事例集』の改訂 **H30,R1**
- 『70歳雇用推進マニュアル』の作成 **R2**
→『65歳超雇用推進マニュアル』の内容を見直すとともに、改正高齢法の解説などを掲載
- 「70歳雇用推進事例集」の作成
→70歳までの就業機会を確保する措置を講じた事例を掲載 **R3~**
- 産業別ガイドライン策定支援
→産業ごとに異なる高齢化の状況や経営環境等を踏まえ、高齢者雇用に係る課題解決に取り組む産業団体を支援（2年間）



◆高齢者の雇用に係る好事例の収集・提供

- シンポジウムの実施（H30:6回、R1:6回、R2:5回、R3:5回、R4:4回）
→学識経験者による講演、企業による事例発表、パネルディスカッション
主なテーマ：H30,R1「継続雇用・定年延長」、R2「賃金・評価制度」、R3「高齢者雇用安定法改正」、R4「キャリア形成」「健康管理・安全衛生」
Web配信を実施 **コロナ** **R3~**
- 65歳超雇用推進事例サイト（R3より「70歳雇用事例サイト」に改称）
→高齢者雇用開発コンテスト入賞企業の事例概要をホームページに公開

◆定期刊行誌「エルダー」の発行

- 企業の人事労務担当者等に高齢者雇用についてのノウハウ・情報を提供（毎月52,000部発行）
- アンケートをもとに誌面を充実・改善

アンケートによる有用度

	H30	R1	R2	R3	R4
有用度	96.2%	92.1%	91.5%	92.3%	93.4%



1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

	H30	R1	R2	R3	R4	見込評価	期間実績評価
自己評価	B	B	B	B	B	B	B
大臣評価	B	B	B	B	—	B	—

○概要

・障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務

納付金制度は、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者が100人を超える事業主を対象に、法定雇用率（2.3%。令和3年2月までは2.2%）未達成の事業主から納付金（不足1人当たり月5万円）を徴収するとともに、法定雇用率を超えて障害者を雇用している事業主に対して、障害者雇用調整金（超過1人当たり月2万7千円）等を支給しています。また、常用雇用労働者数100人以下の事業主であって、雇用している障害者の数の年度間合計数が一定数を超えている事業主に対して報奨金（超過1人当たり月2万1千円）等を支給しています。

評価項目No. 1-3-1 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 H30年度：B、R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

① 障害者雇用納付金に係る事業主説明会開催回数 毎年度480回以上

※障害者雇用納付金にかかる事業主説明会開催回数の実績

(平成25年度473回、平成26年度477回、平成27年度707回、平成28年度601回)を踏まえて設定

② 障害者雇用納付金の収納率 99%以上

※障害者雇用納付金の収納率の実績(平成25～28年度の年間平均99.92%)を踏まえて設定

II 指標の達成状況

目標(指標)に対する取組状況	指標	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
<ul style="list-style-type: none"> 障害者雇用納付金の申告期限(5月15日)を考慮し、毎年2月、3月に集中的に実施 申告・申請における変更点や誤りの多い事項等を重点的に解説 わかりやすい事業主説明会資料を作成 	障害者雇用納付金に係る事業主説明会開催回数 (目標値 毎年度480回以上)	582回	121.3%	347回	72.3%	619回	129.0%	620回	129.2%	612回	127.5%
<ul style="list-style-type: none"> 未納付事業主に対して電話、文書、訪問による納付督促・督促を積極的に実施 	障害者雇用納付金の収納率 (目標値 99%以上)	99.75%	100.8%	99.73%	100.7%	99.73%	100.7%	99.66%	100.7%	99.81%	100.8%

(注) 新型コロナウイルス感染症により事業損失が生じた事業主に対して納付金の納付を猶予(最大一年間)したため、その影響額を除いている。

要因分析(実績値/目標値が120%超又は80%未満の場合は記載)

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析)
障害者雇用納付金に係る事業主説明会開催回数	①「制度、事業内容の変更」②「法人の努力結果」 平成30年度については、法定雇用率の引き上げ、精神障害者である短時間労働者の算定特例等の制度改正があり、改正内容を事業主に対して詳細に説明する必要があり、説明会の開催回数を増やして実施した結果、実績値120%を超えることとなった。 ②「法人の努力結果」③「外部要因」 令和元年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、事業主説明会の一部を中止した結果、実績値が80%未満となった。 令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、説明会開催会場の収容人数を制限する一方で、開催回数を増やした結果、実績値120%を超えることとなった。
障害者雇用納付金の収納率	

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
障害者雇用納付金制度に対する適切な周知、理解の促進	障害者雇用納付金に係る事業主説明会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、説明会開催会場の収容人数を制限せざるを得ず、代替措置として開催回数を増やして開催した。 なお、事業主説明会に参加できない事業主に対しては、YouTubeで配信している制度・手続等の説明動画を閲覧するよう勧奨した。
納付金の的確な徴収に向けた取組	期限を過ぎても納付しない事業主に対して電話等により積極的に納付督促を実施した。
事業主の利便性の向上	事業主の利便性向上のため、申告・申請及び納付をインターネットで簡便に行える電子申告申請及び電子納付の利用を広く周知し、利用件数が増加した。

参考指標

--	--

参考事項

○障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務

数値目標

- ① 障害者雇用納付金に係る事業主説明会開催回数 毎年度480回以上
- ② 障害者雇用納付金の収納率 99%以上

数値目標の達成状況

指標	H30	R1	R2	R3	R4
①事業主説明会開催回数	582回 (121.3%)	347回 (72.3%)	619回 (129.0%)	620回 (129.2%)	612回 (127.5%)
②収納率	99.75% (100.8%)	99.73% (100.7%)	99.73% (100.7%)	99.66% (100.7%)	99.81% (100.8%)

【参考】 租税公課の収納率	平成30年度 国税:98.9% 労働保険:98.9%	令和元年度 国税:98.3% 労働保険:98.9%	令和2年度 国税:97.9% 労働保険:98.0%	令和3年度 国税:98.8% 労働保険:99.0%	令和4年度 実績は公表前
------------------	----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	-----------------

主な取組内容

◆障害者雇用納付金制度に対する適切な周知、理解の促進

- 事業主説明会において、平成30年4月の制度改正事項（障害者法定雇用率の引き上げ等）を含め、フローチャートや具体的なケースの記入例によりわかりやすく説明 **H30~**
- 記入説明書においても、申告・申請時に誤りが多い箇所について詳しく説明した具体例等を記載 **R2~**
- 新型コロナウイルス感染症に関連する取扱いに係るQ & A集を追加 **R2~**
- 制度・手続等を説明する動画をYouTubeで配信 **H30~** **コロナ**
- (再生回数 平成30年度:722回 令和元年度:3,216回 令和2年度:3,779回 令和3年度:4,024回 令和4年度:8,722回)
- 特例給付金の記入説明書、動画を新たに作成し、ホームページに掲載 **R2~**
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を講じ、事業主説明会を開催参加できない事業主に動画閲覧を勧奨。また、電子申告申請又は郵送による申告・申請の手続を行うよう周知 **R2~**

◆事業主の利便性の向上

	H30	R1	R2	R3	R4
電子申告申請の利用	8,978件	9,926件	11,112件	13,372件	15,162件
インターネットバンキングによる電子納付の利用	9,605件	11,859件	13,108件	16,052件	18,392件

納付金納付対象事業主数、収納額等

	H30	R1	R2	R3	R4
事業主数(件)	25,367	28,280	27,657	27,553	28,258
納付確定額(百万円)	28,319	36,665	34,587	36,408	39,280
収納額(百万円)	28,247	36,565	34,494	36,283	39,205

調整金及び報奨金等支給額・支給事業主数

	H30	R1	R2	R3	R4
事業主数(件)	16,948	15,755	17,459	24,867	25,662
金額(百万円)	24,276	22,499	25,236	28,156	27,684

◆納付金の的確な徴収、調整金及び報奨金等の適正な支給に向けた取組

・業務マニュアルを活用し、適切な徴収・支給業務を実施

	H30	R1	R2	R3	R4
申告事業主数	50,023件	50,877件	51,559件	51,616件	51,566件
・未納付事業主に対する積極的かつ継続的な納付督促を実施					
	H30	R1	R2	R3	R4
電話督促	3,042件	3,923件	3,403件	3,330件	2,885件
督促訪問	29件	28件	29件	9件	5件
督促文書 ・督促状の発出	164件	243件	268件	224件	246件
・再三の納付督促にも応じない事業主に対し、厚生労働大臣の認可を受けて滞納処分を実施					
	H30	R1	R2	R3	R4
件数	5件	6件	3件	4件	4件

◆調査の効果的かつ的確な実施

- 納付金制度の適正な運営を図るため、事業主調査を実施(調査実施件数 H30:12,096件 R1:12,482件 R2:9,141件 R3:10,932件 R4:10,136件)
- 事業主の保管する賃金台帳、障害者手帳の写し等により、労働者数、障害者数を確認
- 的確な調査を行うため、多様な調査事例を共有し、調査チェックリストを活用
- 調査業務担当者を対象として経験に応じた研修を実施

1-3-2 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等

	H30	R1	R2	R3	R4	見込評価	期間実績評価
自己評価	B	B	B	B	A	B	B
大臣評価	B	B	B	B	—	B	—

○概要

国においては、障害者の雇用促進及び継続を図るため、障害者雇用納付金に基づく助成金制度を設けています。当機構では、支給事務（都道府県支部における受理・点検業務並びに機構本部における審査・支給業務）及び制度の周知・広報を行っています。

<主な助成金等の種類と概要> 障害者を新たに雇用又は継続雇用する事業主等が次の措置を行う場合、その費用の一部を助成

・障害者作業施設設置等助成金

障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された施設又は改造等がなされた設備の設置・整備（拡大読書器の設置（視覚障害者）、スロープの設置（下肢障害者）等）

・障害者介助等助成金

障害者の障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置（重度視覚障害者及び四肢機能障害者のための職場介助者の配置又は委嘱、聴覚障害者のための手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱等）

・職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対する職場適応援助者（訪問型職場適応援助者、企業在籍型職場適応援助者）による支援

・重度障害者等通勤対策助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者の通勤を容易にするための措置（住宅・駐車場の賃借等）

・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を労働者として多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができるように認められる事業主による障害者のための事業施設等の整備

評価項目No. 1-3-2 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 H30年度：B、R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

- ① **現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間30日以内（新規助成金は3年度目以降から対象）**
 ※助成金1件当たりの平均処理期間の実績（平成25年度28.5日、平成26年度29.3日、平成27年度28.6日、平成28年度27.6日）を踏まえて設定
- ② **助成金の周知に係る事業主説明会開催回数 700回以上**
 ※障害者助成金の周知に係る事業主説明会開催回数の実績（平成25年度721回、平成26年度712回、平成27年度703回、平成28年度750回）を踏まえて設定

II 指標の達成状況

目標(指標)に対する取組状況	指 標	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
・障害者雇用助成金システムを活用し月ごとの助成金支給に係る進捗状況を把握 ・制度理解と能力向上を図るため、助成金業務担当者を対象とした会議・研修を実施	現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間（目標値30日以内） （新規助成金は3年度目以降から対象）	27.6日	108.7%	26.2日	114.5%	25.9日	115.8%	25.2日	119.0%	24.5日	122.4%
・納付金の事業主説明会等の機会や職業安定機関等が開催するセミナー等の場を活用し、感染症対策に留意しつつ助成金説明会を開催	助成金の周知に係る事業主説明会開催回数（目標値 毎年度700回以上）	931回	133.0%	792回	113.1%	894回	127.7%	935回	133.6%	984回	140.6%

要因分析（実績値/目標値が120%超又は80%未満の場合は記載）

指 標	要 因 分 析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析）
現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間	②「法人の努力結果」 認定した事業主に対して、支給請求時の提出書類を解説した資料を送付することにより、審査時に事業主へ照会する回数が削減され平均処理期間を短縮することができた。 また、令和4年4月以降、支給請求時の事業主の負担軽減を図るため、支給対象費用の算定を容易にする様式（仕分表）を作成・配付したことにより、下半期の平均処理期間が上半期と比して大幅に短縮した。
助成金の周知に係る事業主説明会開催回数	②「法人の努力結果」 平成30年度については、他部署が主催する説明会、労働局、地方公共団体、企業団体等が主催する各種説明会、セミナー等を積極的に活用した結果、実績値120%を超えることとなった。 ②「法人の努力結果」、③「外部要因」 令和2年度から令和4年度については、他部署が主催する講習会、セミナー等の機会を積極的に活用したほか、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、説明会開催会場の収容人数を制限する一方で、開催回数を増やした結果、実績値120%を超えることとなった。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
効率的な助成金支給業務の実施	助成金の早期支給に向けて、障害者雇用助成金システムを活用し、月ごとの助成金支給に係る進捗状況を把握するとともに、遅延が生じた場合には、事務処理の見直しを行うなど改善を図った。また、支給業務手引き及びチェックリストの活用等により、適正かつ効率的な点検確認を行った。さらに、事業主アンケートの意見を踏まえ、認定申請に係るフロー図や添付書類の例をホームページに掲載するなどにより、効率的な助成金支給業務を実施した。
助成金の内容を分かりやすく紹介する事業主説明会の開催	納付金の事業主説明会の機会等の場を活用し、新型コロナウイルス感染症対策に留意しつつ助成金の事業主説明会を開催した。なお、説明資料には、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務やICT機器を活用した遠隔での支援に対応した助成金の活用事例を追加し、効果的活用の促進を図った。

参考指標

--	--

参考事項

○ 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給等

数値目標

- ① 現地調査等による確認を必要とする助成金を除く1件当たりの平均処理期間30日以内（新規助成金は3年度目以降から対象）
- ② 助成金の周知に係る事業主説明会開催回数 700回以上

数値目標の達成状況

指標	H30	R1	R2	R3	R4
① 申請1件あたりの平均処理期間	27.6日 (108.7%)	26.2日 (114.5%)	25.9日 (115.8%)	25.2日 (119.0%)	24.5日 (122.4%) 過去最高
② 助成金の説明会の実施回数	931回 (133.0%)	792回 (113.1%)	894回 (127.7%)	935回 (133.6%)	984回 (140.6%) 過去最高

主な取組内容

◆ 効果的活用に向けた周知・広報

- ・新設助成金及び制度改正の内容について毎年度ホームページで周知
- ・コロナ禍で、事業主説明会の参加を控えた事業主にも配慮し、助成金制度に係る説明動画を作成し、YouTubeで配信 **R2~** **コロナ**
(再生回数：R2:3,313回 R3:5,983回 R4:6,057回)
- ・説明動画の配信を案内したリーフレットを作成し、「働く広場」「エルダー」に差し込み配付 **R2**、「エルダー」に広告を掲載
- ・雇用保険二事業で実施される障害者雇用に係る助成金を含め、体系的にまとめたガイドブックを事業主等向けに改訂し、ホームページで周知するとともに、助成金の概要と問合せ先をまとめたリーフレットを作成し、相談等に活用 **R1~**
- ・助成金の利用に係るFAQ（よくある質問）を作成し、ホームページ等で周知 **R2~**

◆ 適正な支給業務の実施

- ・申請事業主に対して不正受給を行った際の措置を周知するとともに、疑義案件への厳正な調査・点検・確認作業の実施
- ・不正受給を行った事業主名等を公表する制度による不正受給の抑止
- ・不正受給が判明した件数 0件（平成30年度～令和4年度）

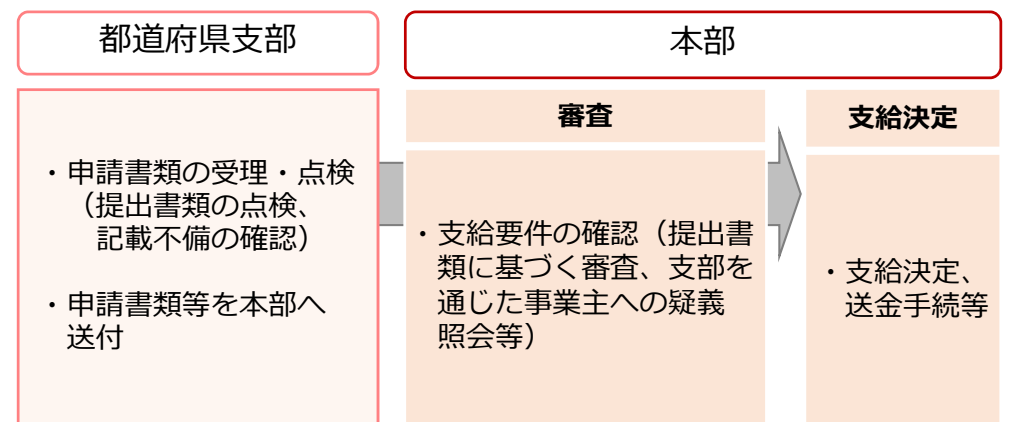
助成金の支給等

	件数	金額（千円）
平成30年度	5,087	727,262
令和元年度	3,740	631,853
令和2年度	2,154	399,657
令和3年度	1,206	416,015
令和4年度	1,850	710,949

◆ 効率的な助成金支給業務の実施

- ・障害者相談窓口担当者の配置助成金及び障害者職場実習支援事業に関するQ&A集の作成 **H30**
- ・障害者雇用助成金システムを活用した月ごとの助成金支給に係る進捗状況の把握、遅延の生じた場合の事務処理の見直し・改善
- ・助成金業務担当者会議では、事前に把握した担当者の意見・要望について対応方針を整理・会議の内容に反映 **R1~**
- ・助成金支給事業主に対してアンケート調査を実施し、結果を支部にフィードバックし業務改善に活用
- ・動画の配信に合わせ、動画の内容や助成金の利用に関する視聴者向けアンケートをホームページに開設し実施 **R2~**

支給に係る審査業務の現在の流れ



1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び 障害者技能競技大会（アビリンピック）等

	H30	R1	R2	R3	R4	見込評価	期間実績評価
自己評価	B	B	B	B	B	B	B
大臣評価	B	B	B	B	—	B	—

○概要

・障害者職業生活相談員資格認定講習

障害者を5人以上雇用する事業所では、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う相談員を選任することが義務付けられており、その資格認定講習を当機構が実施しています。（12時間（2日程度）、雇用管理や職場適応等に関する講義、意見交換会等）

・就労支援機器の普及・貸出

障害者の雇用促進に役立つ就労支援機器等の展示や機器選定等に係る事業主への相談・援助、事業主や事業主団体に対する当該機器等の無料貸出しを行っています。

・障害者雇用に係る啓発事業の実施

障害者の雇用促進を図るため、9月の障害者雇用支援月間を中心とする啓発活動を行っています。

また、障害者雇用事業所の職場ルポ等、最新の雇用事例を中心に、身近な障害者雇用問題を取り上げた事業主向けの定期刊行誌「働く広場」を発行しています。

・障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

アビリンピックは、障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会です。障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

<アビリンピックの種類>

国際アビリンピック・・・概ね4年に1回開催されており、全国アビリンピックで優秀な成績を修めた選手を当機構において日本選手団として派遣します。

全国アビリンピック・・・都道府県との共催又は機構本部の主催により、地方アビリンピックの成績優秀者等が都道府県知事の推薦により参加して開催します。

地方アビリンピック・・・各都道府県支部が、それぞれの都道府県との共催又は後援を得て開催します。

評価項目No. 1-3-3 障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会 (アビリンピック)等

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 H30年度：B、R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

- ① 障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数 28,000人以上(毎年度5,600人以上)
※障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数の実績(平成25～28年度の年間平均5,185人)を踏まえて設定
- ② アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価 90%以上
※アビリンピック来場者に対するアンケート調査において「障害者の技能への理解が深まった」旨の評価の実績(平成25年度、平成26年度、平成28年度の年度平均97.9%)を踏まえて設定

II 指標の達成状況

目標(指標)に対する取組状況	指標	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度	実績値	達成度
・感染症防止対策を講じた上での実施 ・オンライン形式による講習の実施 ・講習実施回数の追加等により法令遵守のため受講が必要な者の受講機会を確保	障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数(目標値 中期目標期間中に28,000人以上(毎年度5,600人以上))	6,210人	110.9%	6,225人	111.2%	3,806人	68.0%	5,903人	105.4%	6,068人	108.4%
・無観客開催(令和2年度)、選手及び関係者のみ開催(令和3年度)により、アビリンピック来場者に対するアンケートは実施できず	アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価(目標値90%以上)	98.3%	109.2%	99.3%	110.3%	--.-%	--.-%	--.-%	--.-%	98.8%	109.8%

要因分析(実績値/目標値が120%超又は80%未満の場合は記載)

指標	要因分析(①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析)
障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数	③外部要因 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、1回当たりの受講者数を制限し、法令遵守のため受講が必要な者の受講機会の確保を優先したことにより、減少した。
アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価	③外部要因 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、無観客により開催したため。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大会会場へ入場できる者を選手及び関係者等に制限したため。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
情勢に応じた質の高い講習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・講習の実施に当たっては、質疑応答のほか、グループワークによる意見交換、演習等の手法を積極的に取り入れるなど、双方向性を確保し講習内容の質を担保して実施した。 ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じたことにより、受講者が減少したが、令和3年度については、基本的な感染症対策を講じながら、受講者数を調整し実施回数を増やした。また、受講機会確保のため、緊急措置として、全国の受講希望者を対象に機構本部にてオンライン形式の講習を実施した。 ・令和4年度においても、年度目標を達成した前年度と同様に、基本的な感染症対策を講じながら実施回数の増等の取組みを行い、中期目標を達成した。
コロナ禍における全国アビリンピックの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度は無観客、令和3年度は大会会場へ入場できる者を選手及び関係者等に制限して開催した。このような中、令和3年度においては多数の選手の参加があり、前年は実施を見合わせた技能デモンストレーションを実施した。 ・入場に当たっては、事前の登録に加え「コロナウイルスワクチンを2回接種後2週間経過している方、又は来場初日から原則72時間以内に採取した検体によるPCR検査の結果が陰性であることを証明できる方」に限るなど、万全な感染症拡大防止策を講じた。 ・技能五輪との合同開閉会式及び競技風景の様子をLIVE配信した。
アビリンピックプロモーション業務の実施	アビリンピックのブランディングの親和性を高めるため、マスコットキャラクター「アビリス」を決定し、周知広報等に活用した。また、多くのフォロワーを有するジャーナリスト（堀潤氏）にアビリンピックオフィシャルレポーターにご就任いただき、大会の開催趣旨等をより分かりやすく説明するインタビュー形式による動画の作成（令和3年度）、大会会場において、堀潤氏を司会、アビリンピック参加経験者等をゲストとしたカンファレンスを開催しアビリンピックへの理解促進等を図った（令和4年度）。

参考指標

全国アビリンピックLIVE配信動画視聴者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の割合	障害者の技能への理解が深まった旨の割合 令和2年度：98.5% 令和3年度：98.5% 令和4年度：98.4%
--	---

参考事項

○障害者職業生活相談員資格認定講習、就労支援機器の普及・貸出、障害者雇用に係る啓発事業の実施

数値目標

障害者職業生活相談員資格認定講習の受講者数**28,000人以上**
(毎年度**5,600人以上**)

数値目標の達成状況

指標	H30	R1	R2	R3	R4
受講者数	6,210人 (110.9%)	6,225人 (111.2%)	3,806人 (68.0%)	5,903人 (105.4%)	6,068人 (108.4%)

主な取組内容

◆障害者職業生活相談員資格認定講習の実施

○講習の着実な実施

	H30	R1	R2	R3	R4
講習実施回数	80回	82回	93回	96回	96回
有用度	97.9%	97.2%	97.1%	96.3%	96.9%

- 講習では、質疑応答のほか、グループワークによる意見交換、演習等の手法を積極的に取り入れるなど、双方向性を確保し講習内容の質を担保して実施

○オンライン講習の実施

- 講習の一部についてオンライン形式による実施方法を各都道府県支部に通知 **R2,R3** **コロナ**
- 感染症拡大の影響により辞退者が発生していたことなどを踏まえ、本部によるオンライン形式の講習を1月と2月に実施 **R3** **コロナ**
- 本部によるオンライン配信と支部での集合形式を合わせたハイブリッド形式の講習を試行実施 **R4**

○講習テキストの改訂

- 5年に一度の大幅な改訂のための企画検討委員会を開催し、令和元年度のテキストに反映 **H30,R1**
- テキストでは、障害者職業生活相談員として実践的に活用できる内容を取り入れ、年度ごとに最新の情報を取り入れて改正 **R2~**

◆就労支援機器の普及・貸出

- 就労支援機器アドバイザーによる専門的な相談・援助や技術指導を実施

	H30	R1	R2	R3	R4
貸出事業所	226事業所	258事業所	195事業所	183事業所	214事業所
有用度	91.6%	96.3%	88.0%	87.4%	89.9%

- 地方説明会（愛知・大阪・福岡等）のほか、障害者ワークフェア、地方アビリンピックの出展等により、貸出制度の利用勧奨等を実施 **H30~**



難聴者向けスピーカー



拡大読書器

◆障害者の職場改善事例の収集等

- 精神障害・発達障害のある方の雇用促進・キャリアアップに取り組んだ職場改善好事例を収集し、9事例を表彰し事例集として配布 **H30**
- 中高年齢層の障害者の雇用継続に取り組んだ職場改善好事例を募集し、10事例を表彰し事例集として配布 **R1**
- 令和2年度は、障害者の健康、安全への配慮に取り組んだ雇用事例を募集し11事例を表彰、令和3年度は「障害者の労働安全衛生対策ケースブック」として配布 **R2,R3**
- 令和4年度は、中小企業における支援人材の活用に取り組んだ事例を募集し、9事例を表彰 **R4**

◆定期刊行誌「働く広場」の発行

- 毎月52,000部発行
アンケートによる有用度



	H30	R1	R2	R3	R4
有用度	92.4%	88.1%	90.8%	82.8%	88.7%

◆9月の障害者雇用支援月間を中心とした啓発活動

○障害者雇用優良事業所等表彰式

<厚生労働大臣表彰・機構理事長表彰>

	H30	R1	R2	R3	R4
障害者雇用優良事業所表彰	48件	47件	57件	36件	38件
優秀勤労障害者表彰	47件	46件	44件	32件	37件

○障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト入賞作品展示会

障害者等から募集し入賞作品を全国5会場で展示

	H30	R1	R2	R3	R4
応募点数	1,871点	1,634点	1,206点	1,898点	1,569点
表彰件数	80件	80件	80件	80件	80件

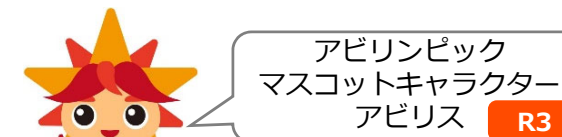
◆公開座談会の開催

○テーマ

例) 発達障害者の雇用を促進するために
～雇用事例から学ぶ職場定着に向けた支援のポイント～ **H30**

	H30	R1	R2	R3	R4
参加者数	89人	107人	35人	32人	21人
有用度	98.1%	97.6%	100%	100%	100%

○障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催



数値目標

① アビリンピック来場者に対するアンケート調査における障害者の技能への理解が深まった旨の評価 90%以上

数値目標の達成状況

指標	H30	R1	R2	R3	R4
障害者の技能への理解が深まった旨の割合	98.3% (109.2%)	99.3% (110.3%)	--.-% (--.-%)	--.-% (--.-%)	98.8% (109.8%)

主な取組内容
◆全国アビリンピック
 LIVE配信動画視聴者に対するアンケート調査結果障害者の技能への理解が深まった旨の割合
 R2 98.5% R3 98.5% R4 98.4%

	H30 第38回大会	R1 第39回大会	R2 第40回大会	R3 第41回大会	R4 第42回大会
開催場所	沖縄県那覇市	愛知県常滑市	愛知県常滑市	東京都江東区	千葉県千葉市
実施種目	22種目	23種目	25種目	25種目	25種目
総選手数	382人	382人	330人	370人	362人
来場者数	約56,000人	約152,000人	無観客開催 LIVE等 アクセス数 93,721件	関係者のみ開催 LIVE等 アクセス数 114,310件	約1,200人 LIVE等 アクセス数 83,292件

◆周知広報の取組

- 開催県、協力県と連携した広報
 - 沖縄県による公式キャラクター、ロゴマークの設定 **H30**
 - SNSや広報媒体による情報発信等
- PRイベントの開催 **H30**
 - 県庁ロビーにおいてPRパネルやポスター原画入賞作品を展示
- アビリンピック公式Webサイト及びSNSの開設 **R2~**
 - 技能五輪との合同開会式、競技風景、成績発表の様子をLIVE配信
- マスメディア等による紹介
 - テレビニュース(NHK地方放送ほか)、地元新聞等
- アビリンピックプロモーション業務の実施 **R2~**
 - ブランドワード、デザインの決定、マスコットキャラクターの公募・決定、第40回、第41回及び第42回ダイジェスト映像の公開
 - 会場内ステージでのオフィシャルレポーター（堀潤氏）司会によるカンファレンス開催 **R4**

◆大会運営の工夫等

- 特別支援学校生徒による競技ガイド **R1**
- 競技種目ごとに映像ディスプレイを設置し、課題の内容・ポイントを音声・映像で紹介 **R1~**
- 大会開催に当たり「新型コロナウイルス感染拡大防止のための具体的な措置」を策定し、全ての大会関係者が遵守 **R2~** **コロナ**

地方アビリンピックの開催

	H30	R1	R2	R3	R4
開催状況	全都道府県	全都道府県	31道府県	44道府県	47道府県
総選手数	3,406人	3,354人	1,694人	2,292人	2,594人
種目数	延べ426種目	延べ427種目	延べ350種目	延べ411種目	延べ440種目
来場者数	16,485人	17,782人	4,723人	7,722人	10,247人
マスコミによる報道	234件	256件	126件	160件	156件

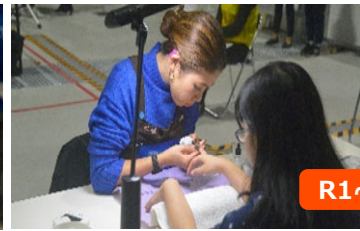
- コロナ対策のため、参加選手の所属先に出向き審査を行う出張型や、競技課題に取組んだ成果物等をDVD等に保存の上、提出し審査する課題提出型等、できる限り選手が一堂に会しない形態による大会運営を実施 **R2**



選手宣誓



家具



新規競技種目(ネイル施術) **R1~**

- 障害者ワークフェア（同時開催）
 - ・企業・団体等が出展 H30:113者 R1:138者 R4:93者
 - ・ステージイベント：R1:20者 R4:48者が出演 (R2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止)